

潮来税務署での確定申告が 4月15日（木）まで延長されました

次のとおり申告・納付期限が延長されました。また、これに伴い、振替納税の振替日についても変更されました。

税目	申告・納付		振替納税 変更後振替日
	当初期限	延長後期限	
申告所得税	3月15日（月）	4月15日（木）	5月31日（月）
個人事業者の消費税	3月31日（水）		5月24日（月）
贈与税	3月15日（月）		

潮来税務署の相談会場について

潮来税務署では、申告期限の延長に伴い、会場の開設期間を4月15日（木）まで延長します。

本年から、会場内の混雑解消のため、時間指定の入場整理券を配付していますが、例年、申告期限が近づくにつれ来場される方が多くなりますので、受付終了時間前に入場整理券の配付が終了する場合があります。

会場での申告・相談をご希望の方は、申告の準備が整い次第、可能な範囲で早い時期に来場をお願いします。

なお、相談は、国税庁ホームページのチャットボットや電話でもお受けしています。

確定申告はご自宅で

感染症予防の観点から、申告書はご自宅で作成し、ご提出をお願いいたします。

なお、スマホ^{※1}・パソコンで、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー^{※2}」をご利用いただくと、申告書は簡単に作成できます。作成した申告書は、e-Taxで送信するか、印刷して郵送でご提出ください。

※1 給与又は雑所得のみの方は、スマホ専用の入力画面があります（一部例外あり）。専用画面が使用できない方も、パソコン版の入力画面で作成できます。

※2 『確定申告特集』で検索し、国税庁ホームページにアクセス。『確定申告書等の作成はこちら』をクリックまたはタップしてください。

※ご注意

鹿嶋市役所での確定申告は、2月16日（火）から3月15日（月）までです。

3月16日以降は行いませんので、お間違えのないようご注意ください。

【お問合せ先】

潮来税務署 電話66-6931（代表）

鹿嶋市税務課 電話82-2911（代表）